

毎週月、水、金曜日発行

富山県報

令和8年10月16日

金曜日

号外

目次

選挙管理委員会告示

- | | |
|--|---|
| ○公職選挙法の規定を準用し、又はその例により行われる選挙並びに投票の不在者投票において、その長が不在者投票管理者となる病院等の指定についての一部改正 | 1 |
| ○政治団体の設立届出の公表 | 2 |
| ○政治団体の名称等の異動届出の公表 | |
| ○政治団体の解散届出の公表 | 3 |

告 示

富山県選挙管理委員会告示第66号

公職選挙法の規定を準用し、又はその例により行われる選挙並びに投票の不在者投票において、その長が不在者投票管理者となる病院等の指定についての一部改正について

公職選挙法の規定を準用し、又はその例により行われる選挙並びに投票の不在者投票において、その長が不在者投票管理者となる病院等の指定について（昭和32年富山県選挙管理委員会告示第5号）の一部を次のように改正する。

令和8年10月16日

富山県選挙管理委員会

委員長 堀 内 康 男

本則中「（普通地方公共団体の議会の解散の投票）」及び「（普通地方公共団体の議会の議員の解職の投票）」を削り、「（普通地方公共団体の長の解職の投票）」を「及び」に、「（1の普通地方公共団体に適用される特別法制定の投票）」、漁業法施行令（昭和25年政令第30号）第9条（海区漁業調整委員会の委員の選挙）、第23条（海区漁業調整委員会の委員の解職の投票）、農業委員会等に関する法律施行令（昭和26年政令第78号）第6条（農業委員会の選挙による委員の選挙）

及び」を「の規定において準用し、又は」に、「第14条（最高裁判所裁判官国民審査投票）の規定において準用し、又は」を「第13条の規定において」に改める。

附 則

この告示は、公表の日から施行する。

富山県選挙管理委員会告示第67号

政治団体の設立届出の公表について

政治資金規正法（昭和23年法律第 194号）第 6 条第 1 項の規定により、令和 8 年 9 月中に次の政治団体から設立届出がなされたので、次のとおり公表する。

令和 8 年10月16日

富山県選挙管理委員会

委 員 長 堀 内 康 男

国会議員関係政治団体以外のその他の政治団体

政治団体の名称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地	設立年月日	届出年月日
植野としき後援会	若井 英忠	西畑 孝義	富山市下大久保2048-15	R8. 9. 14	R8. 9. 17
やすざき潤後援会	安崎 潤	安崎 奈々	富山市婦中町羽根477	R8. 9. 20	R8. 9. 25

富山県選挙管理委員会告示第68号

政治団体の名称等の異動届出の公表について

政治資金規正法（昭和23年法律第 194号）第 7 条第 1 項の規定により、令和 8 年 9 月中に次の政治団体の届出事項の異動届出があったので、次のとおり公表する。

令和 8 年10月16日

富山県選挙管理委員会

委 員 長 堀 内 康 男

その他の政治団体

政治団体の名称	代表者の氏名	異動事項	新	旧	異動年月日	届出年月日
みさと会	中島 孝文	政治団体の名称	みさと会	金田美里後援会	R8.8.15	R8.9.8
		代表者	中島 孝文	田中 理勝		
中川ただあき山室地区後援会	河嶋 保隆	代表者	河嶋 保隆	杉田 紀実	R8.9.25	R8.9.28
		会計責任者	石丸 純一	長川 友男		
電機連合富山地協政治活動委員会	浦島 成友	会計責任者	後藤 肇	大森 仁	R8.9.18	R8.9.29

富山県選挙管理委員会告示第69号

政治団体の解散届出の公表について

政治資金規正法（昭和23年法律第 194号）第17条第 1 項の規定により、令和 8 年 9 月中に次の政治団体から解散届出がなされたので、次のとおり公表する。

令和 8 年10月16日

富山県選挙管理委員会

委員長 堀 内 康 男

その他の政治団体

政治団体の名称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地	解散年月日	届出年月日
谷口巧後援会	谷口 巧	中川 輝夫	小矢部市田川3785	R8.9.2	R8.9.7

